

第 部 (株)チコマートについて

1. わが社の経営理念

<経営理念>

1. 社会的貢献

加盟店・お取引先との連動によりお客様のニーズを的確に把握し、ストアを軸に「ゆとりある生活」を提供します。

2. 社会的貢献

加盟店・お取引先との連動によりお客様のニーズを的確に創造し、ストアを軸に「ゆとりある生活」を提案します。

3. 企業風土

クリエイティブとチャレンジをベースとし、構造革新に努力し、誠意・良識・礼節を備えた人材の育成をはかります。

<ストア・アイデンティティ>

1. 基本の徹底 わたしたちはお客様の満足を徹底的に追求します。
2. 基本の徹底 わたしたちはお客様との信頼関係を大切に育てます。
3. マーケットの創造 わたしたちはお客様の満足と信頼を得るために常に業態を進化させます。

2. 本部の概要

平成 15 年 3 月 31 日現在

(1) 社 名 株式会社チコマート

(2) 所 在 地

〒124-0024

住所 東京都葛飾区新小岩1-48-18

TEL (03) 3655-4744

FAX (03) 5607-3655

URL <http://taskforce@shoplife.co.jp>

(3) 資 本 金 4,005万円

(4) 設 立 平成10年4月1日

(5) 事業内容 コンビニストア及びスーパーマーケットの経営、チコマートチェーンの展開

(6) 他に行っている事業の種類 : 各種情報提供サービス業、店舗不動産賃貸・売買

(7) 事業の開始 平成10年4月1日

(8) 主要株主

十枝利樹	13.3%
役職員	42.3%
お取引先	33.3%
(株)クラフト	11.1%

(9) 主要取引銀行 U F J 銀行 新宿新都心支店

(1 0) 従業員数 7 6 名

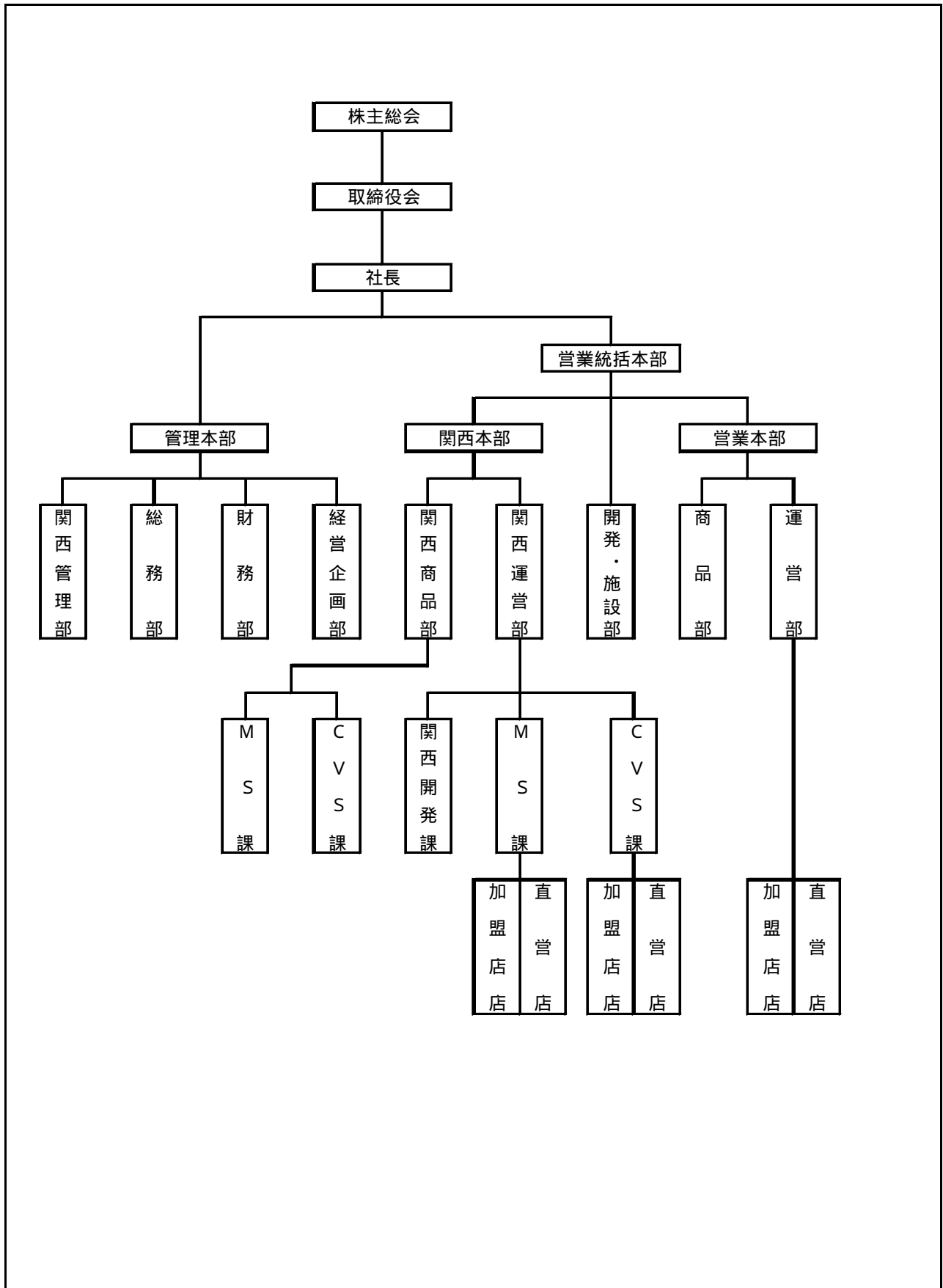
(1 1) 本部の子会社の名称及び事業の種類等
(株) ショップアンドライフ

(1 2) 所属団体 日本フランチャイズチェーン協会 (準会員)

【沿革】(設立年、フランチャイズ加盟店 1 号店開店日は必ずお書き下さい。)

(元号)	
昭和 5 8 年	旧 伊藤忠燃料 (株) の事業部としてチコ事業部発足。 大分食品販売協同組合の S G チェーン本部を引き継ぎ、ミニスーパーチェーンとしてチコマート大分地区本部 (加盟店 2 5 店) 開設。
昭和 5 9 年	チコマート大阪地区本部開設。
平成元年	チコマート P O S ・ E O S スタート
平成 5 年	東京地区のスーパーマーケットとして東京チコマート (株) 設立。
平成 7 年	「 K マート 」 の大阪の店舗の一部を継承。
”	1 2 月 東京地区コンビニエンス 1 号店として「チコマート井土ヶ谷店」 開店。
平成 8 年	本社直轄下に東京営業所開設。リテイルシステム導入。
平成 1 0 年	4 月 1 日 「 (株) チコマート 」 として伊藤忠燃料 (株) より分社。
平成 1 1 年	M & A により独立系の (株) ショップアンドライフを買収。
平成 1 3 年	(株) クラフトへの株式譲渡により、キョウデン流通グループ傘下へ。
平成 1 4 年	1 0 月 フランチャイズ加盟店 1 号店として「竹芝店」開店。
平成 1 5 年	2 月 M B O 実施。

3. 組織図



4. 役員一覧

平成15年3月31日現在

代表取締役社長	十枝 利樹
常務取締役	坂田 知文（営業本部長）
取締役	小野 克雄（管理本部長）
取締役	中山 寛（関西本部長）
取締役	橋本 浩（（株）キョウテン代表取締役会長）
監査役	佐々木 一男

5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書（別紙として添付するか、下表に適宜項目を作成してご記入下さい。）

貸借対照表（平成12年3月31日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額（百万円）	科目	金額（百万円）
流動資産	1,818	流動負債	2,393
現金及び預金	112	買掛金	1,501
受取手形	76	短期借入金	523
売掛金	1,308	未払金	179
商品	68	その他	190
未収入金その他	257	固定負債	827
貸倒引当金	-3	長期借入金	490
固定資産	1,245	退職給与引当金	12
有形固定資産	470	受入保証金	325
建物付属	162	負債合計	3,220
構築物	2	資本の部	
機械装置器具備品	306	資本金	30
無形固定資産	113	法定準備金	
ソフトウェア	38	利益準備金	
その他無形固定資産	75		
投資等	662	剰余金	
差入保証金	454	当期末処理損失	-187
その他投資	208	資本合計	-157
合計	3,063	合計	3,063

貸借対照表（平成 13 年 3 月 31 日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額（百万円）	科目	金額（百万円）
流動資産	2,006	流動負債	2,326
現金及び預金	138	買掛金	1,269
受取手形	118	短期借入金	786
売掛金	1,242	未払金	62
商品	62	その他	209
未収入金その他	449	固定負債	1,058
貸倒引当金	-3	長期借入金	706
固定資産	1,192	退職給与引当金	22
有形固定資産	444	受入保証金	330
建物付属	199	負債合計	3,384
構築物	2	資本の部	
機械装置器具備品	243	資本金	30
無形固定資産	97	法定準備金	
ソフトウェア	37	利益準備金	
その他無形固定資産	60		
投資等	651	剰余金	
差入保証金	480	当期末処理損失	-215
その他投資	171	資本合計	-185
合計	3,198	合計	3,198

貸借対照表（平成 14 年 3 月 31 日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額（百万円）	科目	金額金額(百万円)
流動資産	2,171	流動負債	2,156
現金及び預金	547	買掛金	795
受取手形	123	短期借入金	899
売掛金	887	未払金	404
商品	62	その他	58
未収入金その他	802	固定負債	327
貸倒引当金	-250	長期借入金	49
固定資産	1,138	退職給与引当金	26
有形固定資産	493	受入保証金	252
建物付属	304	負債合計	2,483
構築物	5	資本の部	
機械装置器具備品	184	資本金	30
無形固定資産	46	資本準備金	1,600
ソフトウェア	35		
その他無形固定資産	11		
投資等	599	剰余金	
差入保証金	443	当期末処理損失	-804
その他投資	156	資本合計	826
合計	3,309	合計	3,309

損益計算書（平成 11 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日まで）

	科目	金額（百万円）
経常 損益 の 部	売上高	14,965
	売上原価	13,485
	販売費及び一般管理費	1,499
	営業利益	19
	営業外収益	26
	営業外費用	23
	経常利益	16
特別 損益 の 部	特別損失	57
	特別利益	2
	税引前利益	71
	法人税及び住民税	3
	当期損失	74
	前期繰越損失	113
	当期末処理損失	187

損益計算書（平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日まで）

	科目	金額（百万円）
経常 損益 の 部	売上高	16,218
	売上原価	14,795
	販売費及び一般管理費	1,423
	営業利益	0
	営業外収益	27
	営業外費用	26
	経常利益	1
特別 損益 の 部	特別損失	27
	特別利益	0
	税引前利益	26
	法人税及び住民税	2
	当期損失	28
	前期繰越損失	187
	当期末処理損失	215

損益計算書（平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日まで）

	科目	金額（百万円）
経常 損益 の 部	売上高	12,401
	売上原価	11,287
	販売費及び一般管理費	1,186
	営業利益	72
	営業外収益	18
	営業外費用	22
特別 損益 の 部	経常利益	76
	特別損失	522
	特別利益	10
	税引前利益	588
	法人税及び住民税	1
	当期損失	589
	前期繰越損失	215
	当期末処理損失	804

6 . 売上・出店状況：加盟店・直営店別

(1) 全店売上高推移

年度	売上高（百万円）
1998年度	24,394
1999年度	24,580
2000年度	26,020
2001年度	18,557
2002年度	-

(2) 店舗数推移

年度	総店舗数（店）（加盟店と直営店の合計）
1998年度	181
1999年度	193
2000年度	174
2001年度	102
2002年度	-

7. 加盟者の店舗に関する事項

- ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
1999年度	21
2000年度	4
2001年度	3

- ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
1999年度	7
2000年度	20
2001年度	76

- ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
1999年度	31	1
2000年度	31	4
2001年度	17	6

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年度	加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
1997年度	0	0
1998年度	0	0
1999年度	0	0
2000年度	0	0
2001年度	0	0

第 部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等 (フランチャイズ契約書の表題)

チコマート加盟契約書

2. 売上・収益予測についての説明(説明の有無・あればその概要)

説明有り(該当店舗の損益シミュレーションを作成し説明いたします。)

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

金銭の額または算定方法

- (1) 加盟金 150万円、研修費 50万円、開店準備金 100万円
- (2) 預託金 150万円以上

性質

- (1) 加盟金・研修費・開店準備金
フランチャイズ契約の許諾に対する対価
- (2) 預託金
チコマート勘定開設資金(事実上の商品取引保証金)

お支払いの時期

- (1) 加盟金・研修費・開店準備金・・・加盟契約締結時
- (2) 預託金・・・加盟契約締結時

お支払いの方法

- (1) 加盟金・研修費・開店準備金・・・当社指定の金融機関の口座に振込み
- (2) 預託金・・・当社指定の金融機関の口座に振込み

当該金銭の返還の有無及び条件

- (1) 加盟金・研修費・開店準備金
いかなる理由があっても返還されません。
- (2) 預託金
契約終了時に一切の債務を清算し、契約終了月の翌月末日に返還。

4. 売上金等の送金義務の有無・あれば概要（オープンアカウント制度）

売上金の毎日送金。（チコマート勘定による月次精算の確定）

5. 加盟店に対する金銭の貸付・貸付のあっせん等における与信利率

預託金の内150万円を越えている金額については、月次精算で不足金が発生した場合に無利息にて債務決済に充当できます。

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

加盟者に販売又はあっせんする商品の種類

(1) 加工食品 (2) 日用雑貨 (3) DPE (3) 菓子 (4) 乳飲料 (5) 冷凍デザート
(6) アイスクリーム (5) 米飯・サンドイッチ (6) パン (7) 日配品 (8) 惣菜 (7) レポカード
(8) 酒類 (9) 新聞・雑誌・書籍 (10) 玩具類 (11) 99円商品

商品等の供給条件

商品の仕入にあたっては、当社の指定する仕入先より、当社の指定する基準により行うものとします。

配送日・時間・回数に関する事項

原則として、米飯・サンドイッチ・チルド商品は毎日3回配送。加工食品・日用雑貨・菓子は原則週3回～6回。雑誌は週5回

仕入先の推奨制度

本事業の営業を行う上で、当社の定める商品品質・規格を守るために、当社の推奨する仕入先より商品を購入するものとします。

発注方法

EOSシステムにより発注。

売買代金の決済方法

月末締めで債権債務を精算し、精算金は翌月25日に加盟店の指定する口座に振込み支払いをします。

返品

仕入商品について、検収後は返品することはできません。

庫管理等

加盟店は商品を本部指定の方法で管理していただきます。

販売方法

研修時の教育内容、マニュアルに従い販売を行います。

商品の販売価格について

チェーンイメージを守るため、販売価格は当社規定の価格を標準価格とします。

許認可を要する商品の販売について

加盟者が独自に仕入れを行う場合は、書面にて本部へ申請を行い承諾が必要です。

7. 経営の指導に関する事項

加盟に際しての研修等実施の有無
実施しています。

加盟に際し行われる研修の内容

対象者：加盟者・店長、実施期間：1週間（本部研修2日間、店舗研修5日間）

研修内容：当社の経営理念・沿革・概要・店舗運営・経営手法・商品知識等についての講義と実技指導。費用は2名まで50万円。（交通費・宿泊費は参加者負担。）

加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数

契約期間中、本部スーパーバイザーが契約店舗に、原則として週1回以上臨店し、教育研修、販売促進、商品の改廃、会計業務、その他店舗運営、に関する指導援助を継続して行います。

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

当該使用させる商標、商号その他の表示

チコマート（CVS）

チコマート（MS）



当該表示の使用についての条件

上記の商標・サービスマークは、当該チェーン店の経営を目的とする以外に使用できない。フランチャイズ契約が終了した場合は、ただちにこれらの商標・サービスマークの使用を中止し、徹去ないし抹消しなければならない。

9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

契約期間

5年間

契約の更新の要件および手続き

契約満了6ヶ月前までにチェーン本部と加盟者双方とも契約更新について異議がない場合、契約は期間満了後5年間の更新がなされます。

契約解除の条件および手続き

理由書を添えて解約しようとする6ヶ月前までに文書により相手方に通知する。

契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等

中途解約金として直近6ヶ月間の平均ロイヤリティの6ヶ月分を本部へ支払い、さらに本部より貸与された設備什器の残存簿価額と撤去費用は加盟者の負担となります。但し、加盟者の死亡、店舗の立地条件の変化による閉店の場合、本部へ支払う中途解約金は免除されます。

10 . 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

お支払いいただく金銭の額または算定方法

名称：ロイヤリティ。毎月、売上総利益（粗利）の20%相当額（消費税別）を本部に支払います。

金銭の性質

ロイヤリティ：ノウハウ・システムの継続使用、チェーン本部の継続的経営指導の対価。

支払い時期

毎月月末に締めた売上高をもとに算定したロイヤリティを、翌月25日に精算金より相殺処理します。

支払い方法

相殺処理。（翌月25日の精算金で処理）

11 . 店舗の営業時間・営業日・休業日に関する義務等（あれば記入）

年中無休、24時間営業営業を原則とします。但し、加盟者において特別な事由により24時間営業が困難な場合は最短16時間営業とします。

12 . テリトリー権の有無

テリトリー権はありません。

13 . 競業禁止義務の有無

同業の兼業、同業他社への加盟は禁止。

14 . 守秘義務の有無

営業上の秘密に関しては存在。

15 . 店舗の構造と内外装についての特別義務（あれば記入）

設備・什器については本部貸与ですが、当チェーンの店舗イメージ統一のため、加盟者負担となる店舗の内外装工事・看板枠工事、器具、備品は標準店舗の仕様に従って工事備え付けを行います。

16 . 契約違反をした場合の違約金（金額） その他の義務に関する事項等

「本部・加盟店の契約解除」の定めにより契約が解除されたときは、損害賠償金（直近6ヶ月間の平均ロイヤリティの4ヶ月分）を相手方に支払うものとします。実質損害のあった場合には、平均ロイヤリティの4ヶ月分と実質損害を被った額の合計額を相手方に支払うものとします。

17 . 事業活動上の損失に対する補償の有無及びその内容等

加盟店が本事業によって、利益を受け、また損失を被ることへの本部の加盟店に対する補償はありません。